

認知症予防推進に関する包括連携協定

(2025年10月27日付)

宇陀市(以下「甲(1)」という。)及び宇陀市立病院(以下「甲(2)」という。)と、以下に挙げる乙(1)及び乙(2)の計8者(8者を包括して、以下「乙」という。)は、第1条に定める目的を達成するために、以下の通り包括連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。本協定は、2025年8月21日付「認知症予防推進に関する包括連携協定」(以下「旧協定」という。)の第7条に基づき、旧協定の当事者である甲(1)、甲(2)及び乙(1)に新たに乙(2)の5者を加えた10者間の合意として再構成するものである。

乙(1) (旧協定の当事者)

- SMK 株式会社
- 太陽生命保険株式会社
- 株式会社太陽生命少子高齢社会研究所

乙(2) (本協定で追加される当事者)

- 国立研究開発法人国立循環器病研究センター
- 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
- 東京電力パワーグリッド株式会社
- リージョナルデータコア株式会社
- J-MINT 認定推進機構株式会社

(目的)

第1条 本協定は、甲(1)、甲(2)及び乙が相互に連携・協働して事業を推進し、乙は宇陀市をモデルケースとし、その成功事例を他の自治体や都道府県に広げることで、日本全体の認知症発症率を低減させることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲(1)、甲(2)及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項(以下「連携事項」という。)について相互に連携し、協力する。

- (1) 認知症予防に関するセミナー等の開催と地域住民への情報提供
 - (2) 認知機能チェックツールの活用
 - (3) 高精細電力データを用いた見守りシステムの活用
 - (4) 運動、栄養、認知トレーニングの複合的認知症予防プログラムの実施
- 2 連携事項の具体的詳細について、必要に応じて別途協議の上、覚書を締結する。
- 3 甲(1)、甲(2)及び乙は、連携事項に係る取組みを効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。
- 4 甲(1)、甲(2)及び乙は、他の当事者の事前同意の上で、連携事項に係る取組みの

一部を第三者に実施させることができる。

(誠実な遂行)

第3条 甲(1)、甲(2)及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。

(費用負担)

第4条 連携事項の実施に伴い発生する費用は、原則として甲(1)、甲(2)及び乙で負担するものとする。ただし、連携事項の性質又は状況に応じて、当事者間の協議により、負担方法を別途定めることができる。

2 共通して負担すべき費用の発生が予見される場合は、事前に当事者間で協議の上、甲(1)、甲(2)及び乙の負担を決定するものとする。

(暴力団排除)

第5条 甲(1)、甲(2)及び乙は、この協定の締結時において、自己(役員及び従業員を含む。以下本条において同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲(1)、甲(2)及び乙は、他の当事者が前項の表明、確約に違反したと合理的な根拠に基づき認めたときは、書面による通知をもって直ちに当該当事者をこの協定から除名することができるものとする。

(知的財産権)

第6条 甲(1)、甲(2)及び乙は、他の当事者の書面による承諾なく、他の当事者が従前より有する著作権(日本の著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むがこれに限定されない。)、商標権、意匠権、実用新案権等の知的財産権、その他のいかなる権利、権限及び権益(以下「知的財産権等」という。)を使用、複製、改変し、又は第三者に使用させてはならないことを確認する。

2 本協定に基づき、甲(1)、甲(2)及び乙が自己の連携事項を遂行する上で、単独で作成した書類、図面、提案、プログラム、ソフトウェア、ソースコード、オブジェクトコード、仕様、データその他の一切の成果物に係る知的財産権等は、当該成果物を創作した当事者に帰属するものとする。

3 連携事項の遂行の過程で、複数の当事者が共同で創作した著作物(創作者の著作物に対する寄与分を分離して個別に利用することができないものをいう。)に係る著作権の帰属については、当該当事者間で協議の上、決定するものとする。

4 前二項に定める成果物又は著作物の創作にあたり、当該創作を行った当事者以外の第三者(本協定の当事者のうち当該創作を行っていないものを含む。)が一部又は全部の創作又は費用負担を実施した場合は、前二項の定めに關わらず、知的財産権又は著作権の帰

属について、当該第三者も加え協議の上、決定するものとする。

(当事者の追加)

第7条 甲(1)、甲(2)及び乙は、本協定締結後において新たな当事者を加える必要が生じた場合、当事者全員の合意に基づき、本協定を変更し、又は新たな協定を締結することにより、当該新たな当事者を協定に加えることができる。

(損害賠償)

第8条 本協定推進において他の当事者又は第三者に損害が発生した場合、その損害がいずれかの当事者の責に帰すべき事由によるものであることが明確な場合は、当該当事者が賠償の責任を負うものとする。

2 責に帰すべき当事者を明確に特定することのできない場合は、協議の上、対応を決定するものとする。

(本協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲(1)、甲(2)及び乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(本協定からの離脱)

第10条 本協定の当事者のいずれかが本協定からの離脱を希望する場合は、離脱予定日の6か月前までに書面により他の当事者に通知することにより、本協定から離脱できるものとする。離脱予定日の6か月以内に本協定からの離脱を希望する場合は、すべての当事者の合意が得られたときに限り本協定から離脱することができる。また、本協定からの離脱に伴い、当事者のいずれも他の当事者に対して損害賠償その他一切の請求を行わないものとする。ただし、離脱前に発生した費用負担その他の義務については、当該当事者は引き続き履行するものとする。

(本協定の変更)

第11条 本協定の当事者のいずれかが本協定の内容の変更を申し出た場合は、当事者全員で協議を行い、全員の合意が得られたときに限り本協定を変更することができる。変更内容は、書面により明確にし、すべての当事者が記名押印又は署名した上で効力を生ずるものとする。

(守秘義務)

第12条 本協定の当事者は、事前に他の本協定の当事者の文書（電子メールその他電磁的方法によるものを含む。）による承諾を得ることなく、本契約の内容に関する情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。また、各本協定の当事者は、他の本協定の当

事者から開示された秘密情報につき、当該開示をした本協定の当事者の事前の文書による承諾を得ることなく、第三者に開示もしくは漏洩してはならない。ここで秘密情報とは、本協定に関連して他の本協定の当事者から開示を受け、又は知りえたすべての有形、無形の情報のうち、開示に際して秘密である旨の表示がなされたもの、又は口頭により情報が開示される際に秘密である旨が明確にされたものをいう。

- 2 前項の規定に関わらず、本協定に基づき実施する業務に必要な範囲において、自己の役員及び従業員（業務委託先を含む。）又は弁護士、公認会計士、税理士その他の法令に基づき守秘義務を負う専門家に対して開示することができる。
- 3 前二項の規定に基づいて本協定の内容の検討に関する情報及び秘密情報を第三者に開示する場合、当該第三者に対して本条第1項を遵守させるものとし、当該第三者の義務の履行について自ら責任を負うものとする。
- 4 前三項の規定に関わらず、甲（1）、甲（2）及び乙は、法令等又は裁判所、監督官庁、金融商品取引所その他自らを規制する権限のある公的機関の裁判、規則又は命令に基づき秘密情報の開示を請求された場合、当該開示請求に応じるために必要であると合理的に判断される範囲の秘密情報を開示することができる。ただし、甲（1）、甲（2）及び乙は、他の当事者に合理的に可能な限り事前又は事後の通知を行うものとする。

（協議）

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、すべての当事者により協議を行い、これを取り決めるものとする。

（旧協定との関係）

第14条 本協定は、旧協定に基づく各当事者の権利義務を包括的に定めるものであり、本協定の締結により、旧協定は全ての効力を失効するものとする。なお、本協定には旧協定の内容をすべて包含しており、追加的な条項も含まれていることを当事者は確認する。

- 2 旧協定に付随する覚書（以下「覚書」という。）は、当該覚書に特段の定めがない限り、本協定の締結後も引き続き有効とする。

（準拠法及び合意管轄）

第15条 本協定は、日本法に準拠するものとし、本協定に関して当事者間に紛争が生じた場合は、被告の本社所在地又は自治体の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書10通を作成し、各当事者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年10月27日

【甲（1）】

奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3
奈良県宇陀市
市長 金剛 一智

【甲（2）】

奈良県宇陀市榛原萩原815
宇陀市立病院
院長 赤羽 たけみ

【乙】

大阪府吹田市岸部新町6番1号
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
理事長 大津 欣也

愛知県大府市森岡町7丁目430番地
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
理事長 荒井 秀典

東京都品川区戸越6丁目5番5号
SMK 株式会社
常務執行役員
イノベーションセンター 所長 原 哲雄

東京都中央区日本橋2丁目7番1号
太陽生命保険株式会社
代表取締役社長 田村 泰朗

東京都中央区日本橋2丁目11番2号
株式会社太陽生命少子高齢社会研究所
代表取締役社長 安田 誠利

東京都千代田区内幸町1丁目2番2号
東京電力パワーグリッド株式会社
グループ事業推進室長 藤村 仁

大阪府吹田市岸部新町6番1号
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
リージョナルデータコア株式会社
代表取締役 小林 亮介

愛知県大府市森岡町7丁目430番
国立研究開発法人
国立長寿医療研究センター 連携ラボ
ユニット番号2
J-MINT 認定推進機構株式会社
代表取締役社長 江藤 啓司